

小平市みどりの基本計画2010進捗状況報告 (平成29年度末実績)



(雑木林に生息するキンラン)

平成30年(2018年)〇月

小 平 市

1 計画の概要

(1) 計画の目的

小平市みどりの基本計画2010(以下「基本計画」といいます。)は、都市緑地法第4条に基づいて平成22年3月に策定されました。その目的は、「緑地の保全及び緑化に推進に関する基本計画」であり、将来の小平のみどりの総合的な整備・保全の方針を定め、計画的かつ体系的に講じることにより、その効果をより高めることとしています。

(2) みどりの将来イメージとその具体化のために

基本計画では、みどりの将来イメージを『やさしく歩ける水と緑の美しいまち』と定めています。やさしく歩けるとは、「花と緑にふれあいながら気持ち良く歩けるまち」「生きものを大切にするまち」「人と人がふれあいを大切にするまち」など水と緑が美しく、人がやさしい気持ちをもち歩けることをいいます。そのような将来イメージのまちづくりを具体化するために、5つの施策方針と25の重点施策、そして全体では90施策がこの基本計画に位置づいているのです。

水と緑のまちづくりの目標
—小平市のみどりの将来イメージ—

やさしく歩ける水と緑の美しいまち

(3) 計画期間

平成22年4月から平成32年3月までの10年間

(前期/平成22年度～平成25年度 中期/平成26年度～平成28年度 後期/平成29年度～平成31年度)

2 重点施策の体系

基本計画の全施策推進におけるけん引役を果たすべき重点施策の体系について以下に示します。

目標	施 策 方 針	重点施策名称・掲載頁												
や さ しく 歩 け る 水 と 緑 の 美 し い ま ち	1 みどりを切れ目なくつなぐ	<table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>重点施策名称</th><th>頁</th></tr></thead><tbody><tr><td>1-1</td><td>新みどりの骨格づくり</td><td>5</td></tr><tr><td>1-3</td><td>小平ふるさと公園づくり</td><td>6</td></tr><tr><td>1-5</td><td>公共施設の重点緑化</td><td>8</td></tr></tbody></table>	番号	重点施策名称	頁	1-1	新みどりの骨格づくり	5	1-3	小平ふるさと公園づくり	6	1-5	公共施設の重点緑化	8
	番号	重点施策名称	頁											
1-1	新みどりの骨格づくり	5												
1-3	小平ふるさと公園づくり	6												
1-5	公共施設の重点緑化	8												
2 みどりを次代へ引き継ぐ	<table border="1"><thead><tr><th>番号</th><th>重点施策名称</th><th>頁</th></tr></thead><tbody><tr><td>2-1</td><td>特別緑地保全地区等の指定</td><td>9</td></tr><tr><td>2-3</td><td>保存樹林等の新規適用</td><td>10</td></tr><tr><td>2-5</td><td>郷土景観保全施策の検討</td><td>12</td></tr></tbody></table>	番号	重点施策名称	頁	2-1	特別緑地保全地区等の指定	9	2-3	保存樹林等の新規適用	10	2-5	郷土景観保全施策の検討	12	
番号	重点施策名称	頁												
2-1	特別緑地保全地区等の指定	9												
2-3	保存樹林等の新規適用	10												
2-5	郷土景観保全施策の検討	12												

		番号	重点施策名称	頁		番号	重点施策名称	頁
やさしく歩ける水と緑の美しいまち	3 どこからでもみどりが見える	3-1	身近なビオトープづくり	13		3-2	公園いきいきリニューアル	14
		3-3	花とみどりの公共施設づくり	15		3-4	みどりの学校づくり	16
		3-5	都市計画公園の整備促進	17				
やさしく歩ける水と緑の美しいまち	4 質の高いみどりを育てる	番号	重点施策名称	頁		番号	重点施策名称	頁
		4-1	市民による森のカルテづくり	18		4-2	雑木林のクオリティアップ	18
		4-3	みどりのクオリティアップ	19		4-4	みどりのリサイクルの推進	20
やさしく歩ける水と緑の美しいまち	5 みどりを市民が支える	番号	重点施策名称	頁		番号	重点施策名称	頁
		5-1	市民連絡協議会等の設立支援	20		5-2	みどりのアダプトシステム	21
		5-3	みどりづくり市民提案システム	22		5-4	みどりのまちづくり相談システム	22

3 重点施策の進捗状況報告のまとめ

(1) 進捗状況報告の趣旨

基本計画では、計画期間である10年間に、優先的かつ重点的に取り組み、もって全体施策をけん引していくために25の重点施策が設定されています。そこで、平成25年度末時点での作成された、計画期間前期の進捗状況及び対応方針等を取りまとめた基本計画の中間報告書を受けて、この25の重点施策の進捗状況を平成26年度末時点以降、毎年把握することにより、みどりのまちづくりの目標実現にむけた施策の推進力を高めていこうとしています。

(2) 進捗状況報告の概要

計画期間初年度の平成22年度から平成29年度までの重点施策進捗状況の推移を点検したところ「順調に成果が上がっている」の増加が認められ、「見込んだ成果が上がってない」が減少していることから、重点施策は概ね適正に施策展開が行われていることがいえます。

なお、25の重点施策の具体的な取組み状況は4頁以降の進捗状況一覧のとおりです。

(策定当初から平成29年度までの進捗状況の推移)

①順調に成果が上がっている (7 施策増)

平成22年度末 1 施策

↓ 施策番号(3-2)

平成29年度末 8 施策

施策番号(1-2/1-3/2-1/2-6/3-1/3-2/3-3/4-1)

②一定の成果が上がっている（3 施策減）

平成 22 年度末 12 施策

□ 施策番号(1-1/1-2/1-3/1-4/1-5/2-1/2-3/3-1/3-3/3-4/4-1/4-3)

平成 29 年度末 9 施策

施策番号(1-1/1-4/1-5/2-3/3-4/3-5/4-2/4-3/5-2)

③一部の成果が上がっている（増減なし）

平成 22 年度末 3 施策

□ 施策番号(1-6/4-2/4-4)

平成 29 年度末 3 施策

施策番号(1-6/4-4/5-4)

④見込んだ成果が上がっていない（4 施策減）

平成 22 年度末 9 施策

□ 施策番号(2-2/2-4/2-5/2-6/3-5/5-1/5-2/5-3/5-4)

平成 29 年度末 5 施策

施策番号(2-2/2-4/2-5/5-1/5-3)

(3) 進捗状況報告のまとめ

平成29年度末の重点施策の進捗状況は、2頁の進捗状況報告の概要及び4頁以降の進捗状況一覧のとおり一定の改善が見られました。重点施策は計画全体をけん引する役割があるため、引き続き進捗状況を把握し、基本計画の施策方針及び基本計画の中間報告書に定められた対応方針に沿って、進捗状況が改善していくよう努めていきます。

4 小平市環境審議会の意見

平成 30 年 8 月 1 日に開催される環境審議会の意見
内容により記載する。

5 重点施策進捗状況一覧の見方

重点施策進捗状況一覧の各項目の見方を説明します。

1 施策方針を記載

(1) 重点施策の内容及び担当課

施 策 番 号	施策名称を記載	点検結果	施策全体の点検結果
施 策 内 容	基本計画の掲載内容を記載		
担 当 課	施策を担当する課名を記載		

(2) 進捗状況

取 組 番 号	取組名称（基本計画の掲載内容を記載）					
取組内容（基本計画の掲載内容を記載）						
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容） ※直近実施内容以前の状況は、中間報告書、進捗状況報告（平成26年度末～平成28年度末実績）に掲載されています。						
取組	名 称	個別の取組名称を記載	担当課 担当課名を記載			
個別の取組内容の説明及び実績を記載 ※以下本表内では「である」調になっています。						
全体の対応方針（中間報告書より掲載）						
基本計画の中間報告書に示された、中期以降の重点施策の対応方針を記載						

※点検結果の表記説明

表 記	省略表記	意 味
順調に成果が上がっている	順調	目標達成に向けた取組や今後の施策展開などが大変評価できることをいいます。
一定の成果が上がっている	一定成果	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が適正に行われていることをいいます。
一部の成果が上がっている	一部成果	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が適正に行われているものの、いくつかの課題、改善の余地が見受けられることをいいます。
見込んだ成果が上がってない	成果が上がってない	目標達成に向けた取組や今後の施策展開が不十分であり、改善の余地を多く残していることをいいます。

6 重点施策進捗状況一覧

1 施策方針：みどりを切れ目なくつなぐ

1-1 新みどりの骨格づくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

1-1	新みどりの骨格づくり	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	概ね中期をめどに、あかしあ通りを対象とした重点緑化事業を行います。後期は、その他の主要なみどりの軸などの緑化事業を行います。ネットワークとしての一定のイメージを形成できるように、通りごとに樹種や緑化形態を揃えるなど、均整の取れた緑化を行います。さらに、あかしあ通りをモデルケースに民有地沿道部の緑化支援方策について検討し、その他のみどりのネットワークについても緑化を行います。		
担当課	道路課、水と緑と公園課、産業振興課		

(2) 進捗状況

1-1-1	新しいみどりの骨格の創出				
あかしあ通り等をみどりの南北軸に位置づけ、重点的に道路緑化、沿道緑化を行います。					
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）					
取組1	名称 (平成22年度) みどりの骨格として位置づけられている あかしあ通り の整備等についての基本計画を策定し、街路樹の魅力を引き出す整備、小平駅南口ロータリー植栽部の改良、狭山・境緑道の桜並木の連続性の確保、小川用水路の親水整備及び近隣3公園の憩いの場としての整備等が位置付けられ、以降関係課が事業を推進している。	担当課	水と緑と公園課		
取組2	名称 みどりの骨格沿いの用水路親水整備にともなう緑化 (平成22年度) みどりの骨格であるあかしあ通りと用水路の交差部について、水の流れや緑化した護岸が見えるよう整備した。 小川用水路（あかしあの水路）西側 28m	担当課	水と緑と公園課		
取組3	名称 みどりの軸沿いの用水路親水整備にともなう緑化 (平成28年度) みどりの軸の青梅街道に隣接した小川用水路の親水整備を実施した。 2箇所 小川用水路（八雲せせらぎ水辺）69m 小川用水路(ハッピーとんぼ池) 24m	担当課	水と緑と公園課		
取組4	名称 (平成23年度) 鬱そうとしたツツジの植栽帯を伐根して花壇化し、約8,000株の花苗を植栽した。以降、年2回の植替えを実施し、小平グリーンロードの散策者や市民の憩いの場となっている。	担当課	水と緑と公園課		
取組5	名称 (平成29年度) ひかりが丘公園でユニバーサルデザインによる出入口及び水飲みの改修、ベンチの交換など、たけのこ公園でトイレの全面改修を行い、休憩機能の向上を図った。	担当課	水と緑と公園課		
取組6	名称 (平成29年度) 市民協働による小平駅南口ロータリー花植え事業を実施した。 年2回（春・秋） みどりの骨格である「あかしあ通り」に植栽されているニセアカシアのうち、老朽化が著しいものや根上がりの原因となっているもの5本について陽光桜に試験的に植え替えた。	担当課	道路課		
1-1-2	道路緑化の推進				
水と緑のネットワーク軸に位置づけた路線を中心として、道路の緑化と沿道の緑化を推進するとともに、街路樹等の樹種や管理方法の充実を図り、質の高い緑を育てます。					
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）					
取組	名称 (平成29年度) 水と緑のネットワーク軸に位置づけた路線を中心として、道路の街路樹台帳を作成	担当課	道路課		
日常的に利用する主要な道路などのみどりのネットワーク軸に位置づけた路線についてこれまでに作成した街路樹台帳の管理記録を更新した。					

全体の対応方針（中間報告書より掲載）

あかしあ通りグリーンロード化基本計画に基づき計画的に実施されている。今後も計画的に道路と用水路を活用し、連続した水と緑のネットワークの構築を推進する。また、民有地の緑化推進策についても検討していく。

なお、あかしあ通り沿いの借地の公園整備については慎重に検討する。

1-2 樹林地の重点保全

(1) 重点施策の内容及び担当課

1-2	樹林地の重点保全	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	玉川上水に沿う樹林地（上水新町付近など）を対象に、特別緑地保全地区や市民緑地（都市緑地法）、もしくは歴史環境保全地域（東京における自然の保護と回復に関する条例）等の適用により、長期的な保全を図ります。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

1-2	みどりの骨格沿いの樹林地の保全	担当課	水と緑と公園課
小平グリーンロードと一緒に重要な樹林地については、特別緑地保全地区や歴史環境保全地域の指定等の恒久的に保全できる手法に関し東京都と調整を行います。その他の樹林地については、保存樹林制度、市民緑地制度の適用等複合的な施策展開を検討し、長期的な保全を図ります。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組1	名称 玉川上水と一団の緑地帯を構成する樹林地を特別緑地保全地区に指定 (平成23年度) 1件指定。小川町一丁目特別緑地保全地区を指定した。平成24年3月30日都市計画決定 0.18ha	担当課	水と緑と公園課
取組2	名称 市民緑地制度の適用検討 市民緑地は、5年以上の契約期間を要し、所有者に制限が加わること、あるいは樹林部分を指定する場合には、公開をすることにより全体的な現状保全が難しくなることなどの理由から慎重に検討している。	担当課	水と緑と公園課
全体の対応方針（中間報告書より掲載）			
玉川上水と一団となった保存樹林の内、2箇所について市が特別緑地保全地区の指定ができたことは評価できる。この制度は土地の買い取り義務が発生するため、東京都の歴史環境保全地域の指定と同様の効果が期待できる。よって引き続き、保存玉川上水沿いの保存樹林所有者の保全の意向や財政状況等を踏まえながら樹林地の長期的な保全施策を展開していく。			

1-3 小平ふるさと公園づくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

1-3	小平ふるさと公園づくり	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	武蔵野の雑木林や野草などがあり、季節の移り変わりを感じることのできる小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。ネットワークに近い公園を再整備の対象とし、公園の魅力を高めることで観光にも貢献することも考えていきます。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

1-3	小平ふるさと公園づくり	担当課
ネットワークに近い公園は、雑木林、野草や用水路といった小平の原風景の要素を取り入れた公園の再整備を行います。		

進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組	名称	大規模公園リニューアル等の実施	担当課
(平成29年度)	<p>鉄塔建て替え工事に伴い大部分の樹木が伐採された大けやき道公園に、「どんぐりの里親制度」で育てたコナラの苗の植樹を行い、小平の原風景の要素を取り入れた公園づくりを行った。また、伐採したガマズミ、ムラサキシキブなどの低木31本は、きつねっぱら公園に移植した。</p>		
全体の対応方針（中間報告書より掲載）	<p>引き続き、新田開発に由来するみどり資源である雑木林・用水路・玉川上水といった小平の原風景の要素を取り入れた公園づくりを行うとともに、学園野鳥公園の再整備などに見られるように自然環境に配慮した魅力ある公園整備を実施していく。</p>		

1-4 用水路の再整備

（1）重点施策の内容及び担当課

1-4	用水路の再整備	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	<p>用水路は、身近な環境資源としての整備要望が多いことから、用水路活用計画等に基づいて整備可能箇所を検討し、郷土性を重視し、生物多様性に配慮しながら、自然をいかした親水整備などを行います。また、現在、水が流れていない新小金井街道以東の用水路を主な対象に、流水の復活を進める整備を行います。</p>		
担当課	水と緑と公園課		

（2）進捗状況

1-4-1	用水路の流水の復活と再生		
流水の復活を進めるとともに、水辺を整備して身近な環境資源として再生します。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組	名称 用水路親水整備 担当課 水と緑と公園課		
(平成29年度)	<p>水辺の整備として用水路親水整備箇所に愛称看板を設置し、市民へ用水路の周知を図った。 平成20年度～平成28年度にかけて親水整備を実施した6箇所の愛称を決め、看板を設置した。愛称名：①魁の流れ ②八雲せせらぎ水辺 ③テラスの小庭 ④ハッピーとんぼ池 ⑤あかしあの水路 ⑥回田水門緑道 平成29年度末親水整備全体総量 21箇所6,143m(野火止緑道2km含む)</p>		

1-4-2	用水路の親水緑道整備の推進		
幅員に余裕のある用水路は、可能なところから親水緑道の整備を進めます。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組	名称 用水路親水整備 担当課 水と緑と公園課		
(平成28年度)	<p>青梅街道に隣接した幅員に余裕がある用水路の整備を実施した。 1箇所 小川用水路（ハッピーとんぼ池） 24m 花壇・水に近付けるようにデッキを設置</p>		

1-4-3	用水路沿いの公園の親水整備の推進		
用水路に隣接した公園は、水を活用した親水整備を進めます。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組	名称 用水路沿いの公園の整備 担当課 水と緑と公園課		
(平成29年度)	<p>用水路に隣接した公園については用水路が見えるように配慮した整備を実施した。 清風親水エリアに隣接している清風公園(413m²)の中低木の剪定を行い、用水路への見通しがよくなり、公園と用水路の関係性を向上させた。</p>		

1－4－4 用水路を活用した水辺空間の整備				
用水路沿いの樹林地等は、親水性と緑地機能が調和した整備を進めます。				
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）				
取組	名称	用水路沿いの樹林地等と調和した水辺空間の整備	担当課	水と緑と公園課
用水路沿いの樹林や緑地帯などの緑地機能と調和させることにより自然をいかした整備を実施した。 (平成24年度) 小川用水路（魁の流れ）について、サクラ 3本の成長を阻害していた樹木の適正な管理とサクラや水辺が見れるデッキ等の整備を行った。				
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
引き続き、用水路活用計画等に基づいて、用水路や隣接の樹林地及び公園等の自然を活かした水辺空間を創出し、市民の身近な環境資源を整備する。また、限られた水量ではあるが護岸整備等により流末を延ばすよう努めていく。				

1－5 公共施設の重点緑化

(1) 重点施策の内容及び担当課

1－5	公共施設の重点緑化	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	概ね中期をめどに、ネットワークに近接する公共施設の沿道部を対象に、見えるみどりを増やすことをめざした沿道部の緑化を行います。		
担当課	水と緑と公園課、道路課、教育総務課、その他公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

1－5 公共施設緑化の推進				
みどりのネットワークに近い公共施設は、沿道の緑化を行うとともに、施設全体のみどりのボリュームアップを図ります。				
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）				
取組 1	名称	公共施設の緑化のために樹木等を施設管理者に配布	担当課	水と緑と公園課
東京都苗木供給事業を活用し公共施設に樹木等を配布した。 (平成24年度)8課14施設 1,947本 (ツツジ1,518本等) ※平成25年度以降は、東京都からの要請で取りまとめができなくなり、各施設管理者が直接発注することになった。				
取組 2	名称	街路樹の樹種に統一感を持たせ見える緑を演出する	担当課	道路課
東京都苗木供給事業を活用し、植栽帯などに街路樹を植栽することにより路線のつながりを感じられる緑を演出した。 (平成29年度) ツツジ（くるめ）を市道第C-17号線に190本、市道第D-80号線【鈴木街道】に10本植え、合計200本の街路樹の補植を実施した。				
取組 3	名称	生垣による緑化	担当課	教育総務課
拡張した屋外運動場の外構を生垣として整備するなど、緑化を推進した。 (平成29年度) 小平第三小学校西側に購入した土地を屋外運動場に整備する際にウバメガシ156本、ベニカナメモチ264本、サツキツツジ394本、ヒラドツツジ394本を植栽した。生垣延長194m				
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
東京都苗木供給事業を活用しながら、公共施設の植栽スペースを活用して緑化するとともに、引き続き道路や学校等の比較的長い区間の緑化により、切れ目なくつながる緑を育てていく。				

1-6 オープンガーデンの推進と連携

(1) 重点施策の内容及び担当課

1-6	オープンガーデンの推進と連携	点検結果	一部の成果が上がっている
施策内容	ネットワーク沿いのオープンガーデンは多くの来訪者が期待できることから、オープンガーデンの新規開設支援を行います。また、オープンガーデンに関わるPR事業の充実を図ります。		
担当課	産業振興課、水と緑と公園課、道路課		

(2) 進捗状況

1-6	オープンガーデンの運営支援
みどりのネットワーク沿いでは、オープンガーデンの新規開設支援として園芸資機材の斡旋や提供等を検討します。	
取組	進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容） 名称 こだいらオープンガーデンマップを作成及び広報 担当課 産業振興課 こだいら観光まちづくり協会の実施事業として、小平グリーンロード＆オープンガーデンマップを作成した。また、当協会ホームページや、市報、市ホームページにて広報を行った。 (平成29年度) 26箇所 30,000部作成
全体の対応方針（中間報告書より掲載）	
オープンガーデン新規開設は徐々に増加している。また、オーナー同士の交流会など、オーナー同士のつながりを深められるような意見交換の場を引き続き設けることで連携を図っていく。	

2 施策方針：みどりを次代へ引き継ぐ

2-1 特別緑地保全地区等の指定

(1) 重点施策の内容及び担当課

2-1	特別緑地保全地区等の指定	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	概ね前期中をめどに、特に重要な樹林地を対象として特別緑地保全地区（都市緑地法）、歴史環境保全地域（東京における自然の保護と回復に関する条例）等の地域制緑地制度の適用により、緑地の保全を行います。中期以降は、緊急性や重要性に応じて、その他の樹林地について保全施策の適用を図ります。 なお、小平市が特別緑地保全地区を定める際には、緑地保全計画（都市緑地法第4条第2項第3項ロ）を策定し、みどりの基本計画の別冊として公表します。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

2-1	特別緑地保全地区等の指定
特に重要な樹林地等は「都市緑地法」や「東京における自然の保護と回復に関する条例（東京都）」に基づき、保全を図ります。	
取組	進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容） 名称 特別緑地保全地区の指定 担当課 水と緑と公園課 特に重要な樹林地の内、地権者の保全の意向が確認できた箇所につき特別緑地保全地区に指定した。 (平成23年度) 小川町一丁目特別緑地保全地区指定平成24年3月30日都市計画決定0.18ha)
全体の対応方針（中間報告書より掲載）	
特別緑地保全地区の指定については指定地の買取りが前提となることなどから、所有者の意向や市の財政状況を踏まえながら、引き続き慎重に検討していく。 なお、みどりの基本計画の別冊としての公表については、東京都と協議し都市計画決定の告示手続きの中で縦覧に供し公表した。	

2-2 市民緑地制度の運用

(1) 重点施策の内容及び担当課

2-2	市民緑地制度の運用	点検結果	見込んだ成果が上がっていない
施策内容	市民緑地としての制度適用が可能な300m ² 以上の樹林地を対象に、所有者と市民緑地契約を締結して、広く市民へ公開していきます。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

2-2	市民緑地制度の適用検討		
300m ² 以上のまとまった樹林地は都市緑地法に基づく市民緑地として保全し、市民に広く公開することを検討します。			
名称	市民緑地制度の適用検討	担当課	水と緑と公園課
(平成29年度) 平成29年6月、民間による市民緑地の整備を促す制度（市民緑地認定制度）が創設されたことから、制度適用に向けた研究を行った。			
全体の対応方針（中間報告書より掲載） 比較的大規模な樹林や緑の骨格沿いの樹林については、特別緑地保全地区の指定等の検討が進んでおり、その推移を見極めるとともに土地所有者からの制度適用の意向が強くあった場合には、モデル的に導入することも含めて市民緑地の適用を検討する。			

2-3 保存樹林等の新規適用

(1) 重点施策の内容及び担当課

2-3	保存樹林等の新規適用	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	現行の市制度である保存樹林・保存竹林・保存樹木・保存生垣の新規適用を推進します。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

2-3-1	保存樹林・保存竹林制度の継続運用と制度改善		
樹林地、竹林は市制度に基づき保全を図るとともに、適用要件、保全活動支援策等を検討します。			
名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業の実施（保存樹林・保存竹林）	担当課	水と緑と公園課
(平成29年度末の総量) ①保存樹林18箇所43,357m ² （前年18箇所43,885m ² ）【前年比増減△528m ² 】 ②保存竹林10箇所5,685m ² （前年11箇所 6,115m ² ）【前年比増減△430m ² 】			

2-3-2	保存樹木制度の継続運用と制度改善		
大木等は市制度に基づき保全を図るとともに、保全活動支援策等を検討します。			
名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業の実施（保存樹木）	担当課	水と緑と公園課
(平成27年4月に保存樹木剪定補助金制度を改正し、10年に1度、1本あたり上限8万円の補助金交付から5年に1度、1本あたり上限5万円の補助金交付とした。改正により、補助金を利用できる期間が短縮され、10年間で受け取ることができる補助金額も2万円増額し、保存樹木の所有者が利用しやすい制度とした。 (平成29年度末の総量) 保存樹木182件1,217本（前年182件1,219本）【前年比増減 件数増減なし 本数2本減】			

2-3-3	保存生垣制度の継続運用と制度改善							
良好な生垣は市制度に基づき保全を図るとともに、広く適用するために適用要件の緩和や、保全活動支援策等を検討します。								
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）								
	名称	小平市緑の保護と緑化の推進に関する条例等による補助事業を実施（保存生垣）	担当課	水と緑と公園課				
取組 生垣の長さ1m当たり300円の補助事業を実施した。 (平成29年度末の総量) 保存生垣54件5,001.1m(前年56件5,336.6m) 前年比2件減(解除4件280.1m減、延長変更4件55.4m減、計335.5m減)								
全体の対応方針（中間報告書より掲載）								
保存樹林、保存竹林及び保存樹木は概ね微減であるが、保存生垣については微増している、引き続き、各種補助制度を運用し新規適用を促進するためのPRを行っていくとともに、利用者の要望なども調査しながら、定期的に実績・効果を分析し適切な補助のあり方について研究と検討を重ねていく。								

2-4 屋敷林の保全手法の検討

(1) 重点施策の内容及び担当課

2-4	屋敷林の保全手法の検討	点検結果	見込んだ成果が上がってない
施策内容	小平らしさの源泉の一つであり、まちのシンボルとなっている屋敷林は、市民が身近に親しみながら保全を図る手法について検討し、保全を図っていきます。 なお、東京都も屋敷林の重要性について認識していることから、東京都と緊密な連携を図りつつ検討を進めています。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

2-4	屋敷林の保全手法の検討					
小平らしさの源泉のひとつである屋敷林の保全方策について、東京都と連携を図りながら検討します。						
	進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）					
取組 1	名称	屋敷林を構成している樹木について保存樹木制度の適用による保全支援の充実	担当課 水と緑と公園課			
	屋敷林を構成する樹木には保存樹木に指定されているものもあり、隣地から10m以内に生えている保存樹木については剪定費用の補助対象となっている。					
取組 2	名称	東京都区市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」による検討	担当課 水と緑と公園課			
	東京都区市町村合同で策定した「緑確保の総合的な方針」が平成28年3月に改定された。引き続き、東京都の屋敷林全体の情報を収集しながら保全手法を検討していく。					
全体の対応方針（中間報告書より掲載）						
保全手法の運用には至っていないが、既に屋敷林を構成する樹木の一部については、保存樹木や名木百選の対象樹木の剪定費用補助がされている。現行の制度を運用・改善しながら、緑確保の総合的な方針との連携を図りつつ検討していく。						

2-5 郷土景観保全施策の検討

(1) 重点施策の内容及び担当課

2-5	郷土景観保全施策の検討	点検結果	見込んだ成果が上がってない
施策内容	新田開発に由来する農地、屋敷林などを含む貴重な郷土景観を後世へと伝えるための保全制度を検討し、総合的な保全策の展開を図ることを予定します。前期から各種調査の実施を開始し、その結果を受けて市民合意の形成に十分配慮を図りながら進めていきます。		
担当課	都市計画課、水と緑と公園課、産業振興課		

(2) 進捗状況

2-5	郷土景観保全施策の検討							
農地、屋敷林等からなる新田開発に由来する貴重な景観を、後世へと伝えていく保全制度を検討します。								
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）								
取組1	名称	景観まちづくりセミナーの実施	担当課	都市計画課				
	市内の景観に対する知識を共有し、市民との合意形成をはかる目的として、景観まちづくりセミナーを実施した。 (平成29年度)全4回 延べ26名参加							
取組2	名称	屋敷林を構成している樹木について、保存樹木制度の適用状況の把握	担当課	水と緑と公園課				
	平成24年度の屋敷林調査において、概ね樹木高10m以上の高木と中低木で構成された樹木群が存在する住居を抽出条件にしたところ22件の樹木群が対象とされ、その敷地内に185本の保存樹木が指定されていることが判明したので引き続き保存樹木制度を適用していく。							
取組3	名称	農地管理推進月間を設定し農地の適正管理を実施	担当課	産業振興課				
	毎年度実施しているが、平成29年度は、市内11箇所の農地の適正管理について農業委員会が指導を行い、健全な営農による郷土的な景観を保全している。							
全体の対応方針（中間報告書より掲載）								
都市農地を維持保全するためには、まずは営農の支援が重要であるが、相続などで営農が継続できない等の理由により減少している生産緑地を全て市が買い取ることも困難である。そこで、特に郷土性が高い地域についての保全手法を検討するとともに、東京都や国に対して、積極的に買取ができるよう、補助制度の創設を要望していく。								

2-6 小平の名木の選定と育成

(1) 重点施策の内容及び担当課

重点施策	2-6 小平の名木の選定と育成	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	大木、古木、由緒のある木、まちかどの景観木などを名木として選定し、後世へと伝えていきます。名木の選定にあたっては広く市民の推薦をもとに、樹木医などからなる委員会を組織して選定することを予定します。選定された名木は定期的な樹勢診断と保護育成事業を実施して、良好な状態を保つようにしていきます。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

2-6	小平の名木の選定と育成					
大木、古木、由緒のある木等を大切に守り育て後世へと伝えていくために、名木として選定し、育成を図ります。						
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）						
取組1	名称 こだいら名木百選の指定	担当課 水と緑と公園課				
市制施行50周年記念事業として実施した。公募市民及び学識経験者で構成された選定委員会を8回開催し、選定基準及び募集要項を決定し名木を指定した。 (平成24年度～平成25年度)①市民応募件数48件 ②委員会推薦件数27件 ③選定対象75件 ④選定件数55件 ⑤名木指定（所有者の同意）51件（248本） ⑥平成26年3月に「こだいら名木百選マップ」10,000部を作成し発行した。 (平成28年度) 平成28年7月に「こだいら名木百選マップ」3,000部を増刷した。						
取組2	名称 名木の育成	担当課 水と緑と公園課				
平成26年度に、1所有者1年間10本以内で1本当り80,000円限度（2分の1補助）に剪定費を補助する制度を創設し、剪定費補助事業を実施した。 (平成29年度) 名木剪定補助 2件 2本						
全体の対応方針（中間報告書より掲載）						
前期期間に「こだいら名木百選」の指定ができた。今後、保存樹木の剪定費補助との均衡を図りながら指定された名木の支援策を検討していく。						

3 施策方針：どこからでもみどりが見える

3-1 身近なビオトープづくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

3-1	身近なビオトープづくり	点検結果 順調に成果が上がっている	
施策内容 小平市内全域のビオトープ化をめざして、ビオトープづくりのモデルプラン検討、手引書作成など、ビオトープづくりを支援する事業を行います。水はビオトープに必ず必要なものではなく、草地、砂地、石積み、朽ち木積み、落ち葉プール、立ち枯れた木など、身近な素材、小さな空間で動植物の多様性の向上を図る手法が多くあります。これらの小平に適した手法の普及を広く図っていきます。			
担当課 水と緑と公園課、教育総務課			

(2) 進捗状況

3-1-1	身近なビオトープづくり					
小平市の全域が動植物と優しく共生するビオトープとなるように、市民の身近なビオトープづくりを支援します。						
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）						
取組1	名称 身近なビオトープづくりの支援実施 (平成29年度) 平成29年5月に公募市民へ小鳥が好む苗木2種及び平成29年度作成の「小鳥を呼びましょう」リーフレット等を配布し、自宅の庭やベランダでできる身近なビオトープづくりの支援を行った。	担当課 水と緑と公園課				
取組2	名称 プール水槽のヤゴ救出作戦の実施 (平成29年度) 市立小学校において、プール水槽に発生したヤゴを捕獲し校内のビオトープや池などに放した。 (平成29年度) 小平市立小学校9校で5月から6月までにプール清掃にともない実施	取りまとめ担当課 教育総務課				

雑木林や公園・公共施設の一角に、朽木積み、切り株、落ち葉プール等の小動物の生息空間となる施設を設置します。

進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）

名称	森のビオトープの運営及び支援	担当課	水と緑と公園課
取組1	樹林保全団体と連携して森のビオトープを運営した。 上水新町1丁目特別緑地保全地区で、発生した丸太を組んだプール（2箇所）に落葉を入れ、2年越しで腐葉土を作り市民配布している。 ※東日本大震災以降、平成23年度から平成29年度までは東京都の指導に従い配布を自粛した。		
取組2	名称 学校敷地に隣接した雑木林の整備活用 小平第三小学校近くの保存樹木や既存の竹林を活かし玉川上水の緑との連続性を維持し小動物の生息空間を創出した。		
全体の対応方針（中間報告書より掲載）			

学識経験者や見識をもつ市民公募員で構成された検討組織により検討された事業内容により、身近なビオトープの目的に沿ったモデルプランを実施する必要がある。また東日本大震災による落葉剪定枝の利用自粛等の取扱については、今後も国及び東京都の取扱方針の経過を把握していく必要がある。

3-2 公園いきいきリニューアル

(1) 重点施策の内容及び担当課

3-2	公園いきいきリニューアル	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	環境の変化にともない役割の低下した既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、身近な公園のリニューアルを行います。再整備の計画は、ワークショップなどを通じて市民協働の中で検討を行います。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

3-2	公園いきいきリニューアル
既設公園を対象に、動植物が豊かな自然と親しむ空間や多くの市民が集う憩える空間など、公園のいきいきとした魅力を引き出すために、市民協働により身近な公園のリニューアルを行います。	

進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）

名称	小規模公園リニューアル	担当課	水と緑と公園課
取組	小規模公園リニューアル事業の中で、市民が親しみ集えるようにテーブルやベンチの設置など整備を行い、休憩機能の改善を図った。 (平成29年度) 1公園実施 ひかりが丘公園：ユニバーサルデザインによる出入口及び水飲みの改修、ベンチの交換などを行い、休憩機能の改善を図った。		

全体の対応方針（中間報告書より掲載）

引き続き、東京都苗木供給事業等を活用し推進するとともに、地域住民等に対し維持管理の協力をいただけるよう働きかけを行なっていく。

3-3 花とみどりの公共施設づくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

3-3	花とみどりの公共施設づくり	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	<p>市が管理する公共施設を対象に、整備可能な箇所について沿道部の緑化を実施します。沿道部に限らず、学校敷地を活用した児童生徒・市民参加による花壇整備、公共施設用地内の活用可能な敷地の緑被地化、新設施設の屋上緑化など、総合的手法により緑化を行います。整備に際しては、屋敷林などに代表される小平の気候風土の中で培われてきた自然と共生する暮らしの知恵を活かし、地球環境問題に配慮しながら郷土的な緑化手法・緑化資材を用いることを心がけます。</p> <p>線路と接している道路は、長い延長を有しており緑化の効果が高いことから、その歩道部や鉄道の敷地について鉄道事業者と協働で緑化を進める方策を検討し、みどりの帯の形成をめざします。</p> <p>事業は市民や事業者と協働で実施することも検討し、モデル事業の効果を検証しながら広く適用を図っていきます。</p>		
担当課	水と緑と公園課、道路課、環境政策課、施設整備課、教育総務課、その他公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

3-3	花とみどりの公共施設づくり			
市が管理する公共施設は、沿道部の生垣化、敷地内の植栽地化、花壇の整備等を市民との協働で進めます。				
名称	市有樹林等での児童による樹木植栽の実施	担当課	水と緑と公園課	
(平成29年度) 「どんぐりの里親制度」で育てたコナラの苗を、大けやき道公園へN P O団体及び地元自治会の協力のもと小平第十二小学校の児童により移植した。移植の際は、植樹式を実施し、今後も地域の人達で樹林を見守っていただけるよう啓発を行った。				
名称	ボランティアによる公園の花植え活動の支援	担当課	水と緑と公園課	
公園の市民ボランティアによる花植え活動の支援として花株を配布した。 (平成29年度)4公園実施 ①御幸町公園②あかしあ公園③せきれい公園④上水公園で実施した。【春季：マリーゴールド他1,070株、冬季：ビオラ他1180株】				
名称	企業との協働による公園等整備	担当課	水と緑と公園課	
企業との協働による公園等整備を実施した。 ①西武鉄道との協働による小平駅南ロータリー花壇花植え (平成29年度)2回 ②東日本旅客鉄道株式会社との協働による公園整備 (平成24年度)つづじ公園にツツジ1,500本植栽 参加ボランティア総数155人				
名称	市内公共施設への花苗及びプランター等配布	担当課	水と緑と公園課	
(平成24年度)4月及び11月に花苗を配布(85施設×2回、花苗32,380株) 平成25年度以降は、各施設ごとに予算化し花植えを実施している。 (平成29年度予算) 40施設 6,005千円				
名称	駅前広場等の花壇整備	担当課	道路課・産業振興課	
市民・団体・企業との協働により駅前広場の花壇を整備した。 (平成29年度) 小平駅南口及び花小金井駅北ロータリー内の花壇を市民ボランティア等の協力により整備している。花植えは、市民・団体・企業の協働により5月・11月に実施した。				

	名称	公共施設への緑のカーテンの設置	担当課	環境政策課
取組6	緑化の推進に併せ、夏の日差しを和らげ、室内の温度の上昇を抑え省エネルギー効果もある、緑のカーテンの設置を施設担当課に要請し、設置可能な公共施設に緑のカーテンを設置した。 実施した公共施設数 (平成29年度)77施設			
取組7	名称	公共施設整備とともになう敷地内緑化の実施	担当課	施設整備課
	公共施設の敷地内緑化（屋上及び壁面緑化含む） (平成29年度) 小平市立上宿小学童クラブ第二 64m ²			
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
引き続き、多くの市民が利用する公園や公民館等の公共施設での花とみどりによる緑化の取組みを実施していく。また小平駅南口ロータリー花壇花植えなどのように、市民・事業者・行政が一体となった多様な主体による取組みを今後も実施していく。				

3-4 みどりの学校づくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

3-4	みどりの学校づくり	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した思い出に残る森づくりを行います。さらに、次代を担う子どもたちが花や生きものと親しむことで豊かな情操を育むことができるよう、学校外周の生垣整備や花壇の設置、果実のなる木の植栽、畑での作物づくりなどの手法で学校の緑化を推進し、日常的な観察・収穫を通じての食育や環境教育などの場として活用することで、郷土愛を育むことのできる質の高いみどりの空間づくりを進めます。みどりの学校づくりは、学校の教育プログラムを配慮して各校の希望に基づいて実施を進めています。		
担当課	教育総務課、水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

3-4	みどりの学校づくり		
小学校・中学校の敷地内または隣接地に、小平の歴史ある森づくりの知恵を子どもたちに伝えながら、ふるさと意識の向上と環境教育に配慮した緑化を推進します。			
	進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）		
取組1	名称	生垣による緑化	担当課 教育総務課
	拡張した屋外運動場の外構を生垣として整備するなど、緑化を推進した。 (平成29年度) 小平第三小学校西側に購入した土地を屋外運動場に整備する際にウバメガシ156本、ベニカナメモチ264本、サツキツツジ394本、ヒラドツツジ394本を植栽した。生垣延長194m		
取組2	名称	学校教育に活用できる敷地内緑化の推進	担当課 教育総務課
	学校の隣接地もしくは敷地内に学校教育に活用できる緑化を推進した。 (小平第三小学校近くの雑木林の活用) 平成22年度より整備内容を検討し、平成23年度用地取得、平成24年度に雑木林を竹林を含む緑地として整備した。		

取組 3	名称	みどりの資源を活用した環境教育の充実	取りまとめ 担当課	指導課				
	新学習指導要領の実施に伴い、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、体育科、道徳、総合的な学習の時間の授業において、学校の植栽や池の有無など、学校施設の状況に応じながら環境教育の充実を図っている。							
全体の対応方針（中間報告書より掲載）								
学校敷地内緑化や外周部の生垣化については引き続き実施していく。環境教育については学習指導要領に基づく各学校の取組みがされており、モデル化が可能な取組みについては情報交換等を行いながら教育課程に配慮し実施していく。								

3-5 都市計画公園の整備促進

(1) 重点施策の内容及び担当課

3-5	都市計画公園の整備促進	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	都市計画公園については、東京都が区市町と合同で平成18年3月に策定した都市計画公園・緑地の整備方針に基づき、計画的に整備を行っていきます。2ha以上の都市計画公園区域内の生産緑地地区等については、公園用地として取得することを検討し、利用可能な敷地については、地権者の合意を得たうえでオープンスペースとしての開放や、市民農園等としての利用を検討します。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

3-5	都市計画公園の整備促進				
地区の核となる公園の用地取得等の検討をすすめ、都市計画公園の整備を促進します。					
取組 1	進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）	名称	都市計画公園・緑地の整備方針改定による検討		
(平成29年度)	東京都及び区市町合同で策定した都市計画公園・緑地の整備方針の計画期間が平成32年度までとなっていることから、次期の当該方針で長期未着手となっている都市計画公園の優先整備区域の指定に向けた検討を行った。				
	名称	都市計画公園の整備	担当課		
取組 2	(平成29年度)	水と緑と公園課			
平成29年11月、小平都市計画公園3・3・1号（鎌倉公園）区域の周辺住民に対し、鎌倉公園や周辺基盤整備に関するアンケート調査を実施し、公園整備に向けて、地域住民の意向等の把握に努めた。					
全体の対応方針（中間報告書より掲載 ※一部修正）					
土地区画整理事業などによる都市計画公園の整備のほか、東京都が平成27年度に改正した「緑確保の総合的な方針」により都市計画公園内の生産緑地などの緑を活かした都市計画公園整備を検討していく。また、平成32年度改定を予定している「都市計画公園・緑地の整備方針」の中でも計画的な整備に向けた取組みについて検討していく。					

4 施策方針：質の高いみどりを育てる

4-1 市民による森のカルテづくり

(1) 重点施策の内容及び担当課

4-1	市民による森のカルテづくり	点検結果	順調に成果が上がっている
施策内容	雑木林の環境と動植物の資源性などの実態を把握した森のカルテを作成するために、植生調査をはじめとした各種調査を行います。また、動植物や環境に関する調査で市民による調査実施が可能な分野は、市民団体による継続した調査も行います。これらの調査結果は、雑木林の保全や活用、森の再生手法を検討するための基礎資料などとして活用します。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

4-1	市民による森のカルテづくり		
雑木林の環境と動植物の資源性を把握し、より良い姿の実現に向けての森のカルテづくりを進めます。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組	名称 森のカルテづくりの実施 (平成29年度) 平成27年度から平成28年度にかけて実施した森のカルテづくりの結果について、「森のカルテ 上水新町保存樹林編」を刊行し、市民に広く発信した。また、市民公募した第4次雑木林調査隊18名及び学識経験者の森のカルテづくりアドバイザー2名とともに小川町一丁目にある市有樹林で森のカルテづくりを4回実施した。また、その結果を市ホームページに掲載するとともに保全活動や自然に配慮した丁寧な保全業務に活かした。 全体の対応方針（中間報告書より掲載） 引き続き、森のカルテづくりを行う雑木林調査隊を2年ごとに市民公募し、その雑木林調査隊と森のカルテづくりアドバイザーにより森を調査を実施、新たな森のカルテの作成及び活用をしていく。	担当課	水と緑と公園課

4-2 雜木林のクオリティアップ

(1) 重点施策の内容及び担当課

4-2	雑木林のクオリティアップ	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	雑木林は、密に枝葉が繁り樹高が高くなり過ぎたり、常緑樹が増加するなどにより、武藏野らしさが失われてきています。雑木林を維持するために、かつては15~20年間隔で萌芽更新が行われてきました。萌芽更新は切り株への日照が必要なため皆伐萌芽更新を基本としますが、小面積となった雑木林を一定面積皆伐することは慎重に行う必要があります。このような雑木林を早急に再生するとともに、市民が主体となって育成管理を行う手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

4-2	雑木林のクオリティアップ		
雑木林をよりよい姿へと再生するために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。			
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）			
取組1	名称 萌芽更新を含む雑木林の育成管理 特別緑地保全地区及び保存樹林において、萌芽更新を含む育成管理を行い、雑木林の若返りに取組んでいる。 萌芽更新伐採数 (平成29年度)36本	担当課	水と緑と公園課
取組2	名称 伐採された区域への低木の植栽 雑木林の外縁部の伐採された区域に、樹木の生育と景観の保持を目的に低木を植栽した。 (平成27年度)4箇所の保存樹林内にヤマツツジ214本、オオムラツツジ639本を植栽	担当課	水と緑と公園課

取組 3	名称	どんぐりの里親制度と連携した保存樹林等の若返り	担当課	水と緑と公園課				
	小学校とN P O法人の連携により市内保存樹林で発生したどんぐりを苗木に育て、保存樹林に戻していく「どんぐりの里親制度」を展開している。 (平成29年度)							
	'どんぐり里親制度'に、近隣小学校(小平第八小学校、小平第十二小学校、小平第十四小学校、小平第十五小学校、上宿小学校)、ガールスカウト及びボーイスカウトが参加し、苗木の育成を行った。また、「どんぐりの里親制度」で育てたコナラの苗を、大けやき道公園へN P O団体及び地元自治会の協力のもと小平第十二小学校の児童により移植した。							
全体の対応方針(中間報告書より掲載)								
樹木伐採による萌芽更新や補植による雑木林の若返りの取組みが実施されているが、育成管理の手引書作成には至っていない。引き続き、質の高い雑木林を目指し多様な保全の取組を行い、平成26年度に東京都環境局が公表した「保全活動ガイドライン」や市が作成した「公共施設における植生管理ガイドブック」等を参考にしながら雑木林のクオリティアップを実践し管理手法について検討していく。								

4-3 みどりのクオリティアップ

(1) 重点施策の内容及び担当課

4-3	みどりのクオリティアップ	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	公園、用水路、道路、学校、地域センターなど小平市が管理する公共施設のみどりは、場所によって毎年強剪定するなど画一的な管理が行われていることが指摘され、改善が求められています。公共施設のみどりは、小平のみどり豊かなイメージをけん引する役割を持つものとしての認識に立ち、質を高く維持するための育成管理手法を検討・試行し、手引書として取りまとめます。		
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

4-3	みどりのクオリティアップ					
小平市が管理する公園、用水路、道路、公共施設等のみどりの質を高く維持していくために、育成管理手法を検討して手引書を取りまとめます。						
進捗状況(平成29年度末、若しくは直近実施内容)						
取組 1	名称	公共施設における植生管理ガイドブックの作成	担当課 水と緑と公園課			
	公共施設における魅力あるみどり空間の創出や公共施設にあった植生管理のために、平成21年度に作成された「公共施設における植生管理ガイドブック」を活用し、必要に応じて改定する。					
取組 2	名称	緑道の植生改良の実施	担当課 水と緑と公園課			
	(平成22年度) 彫刻の谷緑道植生改良。狭小の敷地に高木が繁茂していることから植生の改良を実施した。内容は、高木の伐採と剪定をするとともに、周辺との景観と調和した低木中心の樹種を選定し、360本の苗を植栽したものである。					
取組 3	名称	公園の植生改良の実施	担当課 水と緑と公園課			
	(平成29年度) 花期の長い花木や樹木の下で集い花を見ることができるサルスベリや藤棚などの樹木について、樹形に配慮し、花芽を残した剪定を一括実施した。 また、萩山公園で倒木の危険性の高いクヌギなどの大木6本を伐採し、将来的にモミジが楽しめる公園というコンセプトのもと、モミジを100本植栽するなど植生改良を行った。					
全体の対応方針(中間報告書より掲載)						
市が作成した「公共施設における植生管理ガイドブック」により公共施設の植栽環境に合わせた取組を引き続き実施していく。また、同ガイドブックについては、必要に応じて改定していく。						

4-4 みどりのリサイクルの推進

(1) 重点施策の内容及び担当課

4-4	みどりのリサイクルの推進	点検結果	一部の成果が上がっている
施策内容	公共施設や雑木林の育成管理作業から生じる剪定枝葉などは、ごみとしての排出を少なくする体制を整えて、チップ、堆肥、炭等に加工し活用します。リサイクル材は、雑木林への敷設、用水の水質改善への利用、市民への配布などを行います。		
担当課	水と緑と公園課、資源循環課、全公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

4-4	みどりのリサイクルの推進				
公園、公共施設、雑木林等から発生する剪定枝葉を、チップ、堆肥、炭等にリサイクルして緑地等に還元します。					
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）					
取組1	名称 剪定枝のチップ化によるリサイクル	担当課 資源循環課			
剪定枝をチップ化しリサイクルを推進した。 (平成29年度) 48 t 平成14年度からの累積 1,297t ※上記には、市民から排出された剪定枝を含む。 ※平成23年8月からは放射能対策に係る国からの堆肥原料の流通自粛要請があり、リサイクルセンター施設内で保管していたが、平成28年度からチップを堆肥化している。平成29年度107 t					
取組2	名称 公園、雑木林等から発生する剪定枝葉のリサイクル	担当課 水と緑と公園課			
樹林公園などでは伐採木を公園内で活用したり、職員が剪定した枝をリサイクルセンターに搬入しチップ化しているが、東日本大震災以降は剪定枝の落ち葉や腐葉土としての流通自粛により活用されていなかったが、平成28年度からチップを堆肥化している。					
全体の対応方針（中間報告書より掲載）					
剪定枝の落ち葉による腐葉土の流通自粛解除がされた場合には、従前の取組を復活するとともに、引き続きチップや堆肥以外の加工と活用方法を検討する。					

5 施策方針：みどりを市民が支える

5-1 市民連絡協議会等の設立支援

(1) 重点施策の内容及び担当課

5-1	市民連絡協議会等の設立支援	点検結果	見込んだ成果が上がっていない
施策内容	小平のみどりのことを総合的な視点から考え、行動するための活動基盤として、市民・事業者・行政の三者協働を基本に、市内の大学等学校関係者、農業・造園・園芸関係者等から構成される協議会の設立及び運営の支援を行います。この組織が自立して活動が可能となつた際には、NPO 等としての法人化、緑地管理機構の認定取得、指定管理者としての活動など、将来的に幅広い活動範囲が想定されます。これらの活動を通じて、市民参加の促進、参加意欲の向上、知識や技術の向上、普及啓発の促進を図っていきます。		
担当課	水と緑と公園課、産業振興課		

(2) 進捗状況

5-1	市民連絡協議会等の設立支援
小平市のみどりの総合的な活動基盤であり情報センターとなる、市民、事業者、大学等学校関係者、行政等から構成される協議会等の設立支援を行います。	

進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）				
取組1	名称	みどりイベントに関わるみどり関係団体の情報収集	担当課	水と緑と公園課
	(平成29年度)	こだいらグリーンフェスティバルの運営委員会に、新たに2団体が加入し、みどり関係団体との連携を図った。		
取組2	名称	小平市グリーンロード推進協議会の運営支援	取りまとめ担当課	産業振興課
	(平成10年度)	平成10年度に設立された。市、企業、大学、東京むさし農業協同組合、小平商工会が協力し、市民が主体となり、小平グリーンロード沿いの公園等で草花の植栽、保護活動、イベントの開催、小平市のPR活動等を行っている。		
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
引き続き、協議会の母体となり得るみどり団体の活発な活動を支援する。また、どのような連携方法があるのか、市民連絡協議会の場合は設立する効果や具体的な業務内容などを研究していく。				

5-2 みどりのアダプトシステム

(1) 重点施策の内容及び担当課

5-2	みどりのアダプトシステム	点検結果	一定の成果が上がっている
施策内容	公的な空間を対象として市民が里親となって維持管理や運営管理を行うアダプトシステムについて制度化し、身近なみどりの空間を市民が自ら管理運営することを推進していきます。一部の公園や道路で市民による管理が行われていますが、公園や道路の管理範囲ごとの愛護会・運営協議会等として組織化及び制度化し、安定した運営と質の高い管理を行います。公園、道路以外では、特別緑地保全地区や市民緑地などの樹林地、公共施設の植栽地など市が管理するあらゆるみどりの空間を対象とすることを検討し、市が設立及び運営ノウハウ、資機材などを提供することで、市民の活動を支援します。		
担当課	水と緑と公園課、道路課、産業振興課、その他公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

5-2	みどりのアダプトシステムの導入										
公園、樹林地、公共施設等の小平市が管理するみどりの空間を対象に、市民が維持管理や管理運営でできる協定制度を検討します。											
進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組1</th> <th>名称</th> <th>緑の保全団体等への資機材の提供</th> <th>担当課</th> <th>水と緑と公園課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成29年度)</td> <td>緑の保全団体等に対する支援として、資機材の提供を実施した。 ゴミ袋等消耗品</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		取組1	名称	緑の保全団体等への資機材の提供	担当課	水と緑と公園課		(平成29年度)	緑の保全団体等に対する支援として、資機材の提供を実施した。 ゴミ袋等消耗品		
取組1	名称	緑の保全団体等への資機材の提供	担当課	水と緑と公園課							
	(平成29年度)	緑の保全団体等に対する支援として、資機材の提供を実施した。 ゴミ袋等消耗品									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組2</th> <th>名称</th> <th>公園に関するアダプト制度の検討</th> <th>担当課</th> <th>水と緑と公園課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成29年度)</td> <td>平成28年度にアダプト制度を導入し、2団体により公園の管理を行ってきたが、新たに3団体が参加登録し、あじさい公園、津田町第3公園及びくぬ木公園の部分的な管理を実施した。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		取組2	名称	公園に関するアダプト制度の検討	担当課	水と緑と公園課		(平成29年度)	平成28年度にアダプト制度を導入し、2団体により公園の管理を行ってきたが、新たに3団体が参加登録し、あじさい公園、津田町第3公園及びくぬ木公園の部分的な管理を実施した。		
取組2	名称	公園に関するアダプト制度の検討	担当課	水と緑と公園課							
	(平成29年度)	平成28年度にアダプト制度を導入し、2団体により公園の管理を行ってきたが、新たに3団体が参加登録し、あじさい公園、津田町第3公園及びくぬ木公園の部分的な管理を実施した。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>取組3</th> <th>名称</th> <th>道路ボランティア制度の運用</th> <th>担当課</th> <th>道路課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(平成29年度)</td> <td>みどりのアダプトシステムについては、既存の道路ボランティアの活動支援をしながら、その必要性について検討している。平成29年度末の道路ボランティアには、25団体・個人118人が登録されている。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		取組3	名称	道路ボランティア制度の運用	担当課	道路課		(平成29年度)	みどりのアダプトシステムについては、既存の道路ボランティアの活動支援をしながら、その必要性について検討している。平成29年度末の道路ボランティアには、25団体・個人118人が登録されている。		
取組3	名称	道路ボランティア制度の運用	担当課	道路課							
	(平成29年度)	みどりのアダプトシステムについては、既存の道路ボランティアの活動支援をしながら、その必要性について検討している。平成29年度末の道路ボランティアには、25団体・個人118人が登録されている。									
全体の対応方針（中間報告書より掲載）											
アダプト制度自体が、まだ市民に浸透していないため、ボランティア会議などを活用し制度説明や意見交換を行い、管理協定締結に向けて引き続き調整していく。											

5-3 みどりづくり市民提案システム

(1) 重点施策の内容及び担当課

5-3	みどりづくり市民提案システム	点検結果	見込んだ成果が上がっていない
施策内容	公園、樹林地、道路の植栽地、公共施設内など市が管理するみどりの空間のうち施設設置や植栽が可能な箇所を対象に、寄付者名を表示した樹木の植栽、花壇の整備、ベンチの設置などが可能な制度を検討し実施します。また、市民の提案を所管課が検討のうえ、市民による施設整備や植栽整備を行う制度についても検討を行います。		
担当課	水と緑と公園課、全公共施設管理担当課		

(2) 進捗状況

5-3	みどりづくり市民提案システムの導入			
市が管理するみどりの空間を対象に、寄付者名を表示した樹木や施設の設置、市民提案を検討のうえ植栽整備や施設整備を行う制度について検討を行います。				
取組1	名称	市民からの寄付による街路樹の設置等の検討	担当課	道路課
あかしあ通りグリーンロード化基本計画における「市民からの寄付による街路樹の設置」については、陽光桜の試行植栽による検証後、本格的な事業実施の際に、あわせて検討していく。				
取組2	名称	職員とボランティアによる花植えの実施	担当課	水と緑と公園課
上水公園・せきれい公園で職員とボランティアの発案での花植えを実施した。 (平成29年度) ①上水公園 ベゴニア・ペチュニア・ビオラ等 ②せきれい公園 ペチュニア、マリーゴールド、ハボタン等				
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
公園などのボランティア活動において自主的な花壇のデザインや花植え、ベンチの設置等の市民提案に配慮し、市民提案があった場合は積極的に検討・実施する。また、あかしあ通りの街路樹を構成しているニセアカシア等については老木化が見受けられることから、樹木診断や住民の意見聴取等を行いながら、必要な対応策を検討・実施していく。				

5-4 みどりのまちづくり相談システム

(1) 重点施策の内容及び担当課

5-4	みどりのまちづくり相談システム	点検結果	一部の成果が上がっている
施策内容	市民活動が盛んになるにつれ、新しいことに直面した場合に活動が停滞する恐れもあります。このような際に市民活動を円滑に進めるためには、問題点をすばやく解決することが必要であり、常設の相談窓口があることで、対応の迅速化を図ることができます。さらに、庭木や生垣のこと、花の育て方、自然や動植物のことなどについても日常的に必要とされる知識についても普及を図り、広く市民の裾野を広げていくことが望まれます。このような相談に対応するために、樹木医、農業・造園・園芸事業者や動植物の専門家などの協力を得て、市民の相談に常時対応できる相談員制度、出張アドバイス制度、出前講座などの導入を行い、知識と技術の向上を図っていきます。		
担当課	水と緑と公園課		

(2) 進捗状況

5-4	みどりのまちづくり相談システムの導入	
庭木や生垣のこと、花の育て方、自然の動植物のこと等、市民の相談に常時対応できる相談員制度の導入を検討します。		

進捗状況（平成29年度末、若しくは直近実施内容）				
取組	名称	みどりのまちづくり相談システムの導入の検討	担当課	水と緑と公園課
	平成26年度より、こだいらグリーンフェスティバルにてみどりの相談員2名による「みどりの相談所」（愛称：みどりわかるで所）を設置し、相談結果を市ホームページに掲載した。 （平成29年度） 21人40件の相談（相談内容：園芸やガーデニング68%・身近な樹木や野草について28%等）			
全体の対応方針（中間報告書より掲載）				
平成26年度以降は、こだいらグリーンフェスティバルなどで、樹木医などで構成された「みどりの相談員」による相談所を設置している。そこでの相談内容やアンケート等により市民ニーズを把握しながら事業の充実化と相談員制度の検討を行っていく。				

小平市みどりの基本計画2010進捗状況報告（平成29年度末実績）

平成30年（2018年）○月 発行

編集・発行 小平市 環境部 水と緑と公園課

所 在 地 〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目1333番地

電話番号 042-346-9830

電子メール koen@city.kodaira.lg.jp

¥〇〇〇

この報告書は再生紙を使用しています